

長崎県公立大学法人たな卸資産管理規程

〔平成17年4月1日
規程第23号〕

改正 平成20年4月1日 規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人会計規則（平成17年規則第7号。以下「会計規則」という。）第37条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）におけるたな卸資産の取扱い及び評価方法等について必要な事項を定め、たな卸資産の適正な管理を図ることを目的とする。

(たな卸資産の範囲)

第2条 たな卸資産は、会計規則第34条第4項に規定するものをいう。

2 たな卸資産のうち「貯蔵品」の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 切手その他これに準じる現金等価物
- (2) 1品目の年度末残高が50万円以上で貯蔵中のもの
- (3) その他必要と認められるもの

(たな卸資産の評価方法)

第3条 たな卸資産の評価方法は、原則として移動平均法によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、最終仕入原価法によるものとする。

2 たな卸資産の時価が前項の規定により評価した価額（以下「評価額」という。）よりも下落したときは、当該時価をもって評価額とする。

(たな卸資産の価額の低減又は削除)

第4条 たな卸資産の変質又は破損等が生じたときは、その評価額を低減又は削除するものとする。

(たな卸資産の受払い及び残高記録)

第5条 法人、長崎県立大学及びシーボルト校の事務局長（以下「事務局長」と総称する。）は、たな卸資産を同じ種類ごとに区分するとともに、入庫及び出庫並びに残高に関する数量及び金額を継続して記録した管理簿を作成するものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

一部改正 [平成20年規程第38号]

(実地たな卸)

第6条 事務局長は、毎事業年度毎に、現品と管理簿とを照合して、実地たな卸を行わなければならない。

2 事務局長は、前項に規定する実地たな卸を完了したときは、別に定める様式により会計規則第6条に規定する会計責任者に報告しなければならない。

一部改正 [平成20年規程第38号]

(雑則)

第7条 この規程のほか、たな卸資産の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第38号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。